

(2) 県立障害者支援施設の役割について

県立支援施設には期待(※)も寄せられており、県施策の充実、福祉の公的責任という点で欠かせません。期待に応えるためには、指定管理者制度によらず県直営であることは大切です。

指定管理者制度は、事業者が変わるといふ不安定性や、再指定の度に指定管理料が低く抑えられ雇用不安や処遇悪化を招きがちな構造を抱えています。系統性や専門性を必要とする支援は、指定管理者制度の柱である効率化や採算性となじみません。

そこで知事に伺います。当事者の選択肢を確保し、地域生活を支えるという点から、さらに県の障がい福祉施策の充実という点から、県立施設の役割や重要性について、見解を伺います。また、これらの役割にふさわしく、県内にバランスよく県立施設を整備していくことが必要です。併せて見解を伺います。

【黒岩知事】

※ [県立支援施設への期待]

- 1) 施設希望者の生活の場
- 2) 地域生活の拠点、地域生活が困難になった場合の受入、事故などの際の緊急避難的受入、日中活動支援などの地域生活を支える役割
- 3) 困難度が高いケースへの対応
- 4) 県の障害福祉施策への実態反映など

[3] 家事支援外国人受入事業の重大な問題点について

(1) 第三者管理協議会の不十分さについて

神奈川県は「外国人家事支援人材の活用」を提案し、率先して特区事業を進めてきました。在留資格の規制緩和を図り、海外から家事支援労働者を呼び込むものです。県・国の関係5機関による第三者管理協議会が、適正な管理を図るとしています。

本年3月5日付東京新聞は、「家事支援従事者就労を認められ来日したフィリピン人女性206人が、雇用主のニチイ学館から契約更新されず、98人は帰国、48人の所在が確認できない」(※)と報じています。

※【県内で発生した事例】

(本年)4月6日、日本共産党田村智子参議院議員の質問に対し、2020年1月から改善指導を行っていると答弁しています。

しかしながら、外国人労働者保護の機能は、働かなかった経過が伺えます。

私たちが産業労働常任委員会などで示した懸念に対し、県は「第三者管理協議会があるから心配ない」と答えてきました。しかし、数年来の事態は改善されていません。

